随 意 契 約 ・ 比 較 見 積 省 略 理 由

本契約は、総合訓練センター第一射撃場排気ファン2号機から異音がしており、作動不良となったため、補修工事を行うものである。

当該機器の不良箇所は、外観だけでは特定できず、業者により機器の一部を分解、調査し、原因箇所を特定する必要があるため、適正な比較見積が期待しえないものである。

これらのことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第６２条関係第２項３号により、比較見積を省略し、施工性及び即応性に優れており、かつ実績も有している翔栄株式会社から見積書を徴するものである。

また、予定価格と対査した結果、見積価格についても適正であった。